沖縄県宜野湾市赤道一丁目	三四三番	畑
沖縄県宜野湾市字上原	三一〇番一	山林
沖縄県宜野湾市字上原	三一九番	雑種地
沖縄県宜野湾市字上原仲毛原	三五三番二	雑種地
沖縄県宜野湾市字上原仲毛原	三七二番	畑
沖縄県宜野湾市字上原濡原	四九〇番	畑

三　縦覧場所
沖縄県宜野湾市伊佐四丁目一番一一号　伊佐区公民館
四　縦覧期間
平成二十四年五月二日から同月十六日まで
五　土地所有者及び関係人等の意見提出
土地収用法第四十三条（土地収用法第四十七条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により、土地所有者及び関係人は右縦覧期間内に、損失の補償の決定によって権利を害されるおそれのある者は収用委員会の審理が終わるまでは、沖縄県収用委員会（郵便番号九〇〇―八五七〇　沖縄県那覇市泉崎一丁目二番二号）に意見書を提出することができる。

平成二十四年五月二日

防衛大臣　田中　直紀

牧港補給地区の一部土地に関する裁決の申請等に関する公告

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第十四条の規定により適用される土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下単に「土地収用法」という。）第四十二条第一項及び土地収用法第四十七条の四第一項の規定により、沖縄県収用委員会から裁決申請書及びその添付書類並びに明渡裁決の申立てに係る書類の写しが送付されたので、土地収用法第四十二条第二項（土地収用法第四十七条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公告するとともに、当該書類の写しを縦覧に供する。

一　裁決の申請等があった旨について
沖縄防衛局長から沖縄県収用委員会に対して、土地収用法第三十九条第一項の規定による裁決の申請及び土地収用法第四十七条の二第三項の規定による明渡裁決の申立てがあった。
二　使用しようとする土地及び明渡裁決の申立てに係る土地の所在、地番及び地目

所在	地番	地目
沖縄県浦添市字城間西唐蒲	六九三番	畑
沖縄県浦添市字城間中空寿	一七二四番	畑

三　縦覧場所
沖縄県浦添市屋富祖三丁目一番一号　屋富祖公民館
四　縦覧期間
平成二十四年五月二日から同月十六日まで
五　土地所有者及び関係人等の意見提出
土地収用法第四十三条（土地収用法第四十七条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により、土地所有者及び関係人は右縦覧期間内に、損失の補償の決定によって権利を害されるおそれのある者は収用委員会の審理が終わるまでは、沖縄県収用委員会（郵便番号九〇〇―八五七〇　沖縄県那覇市泉崎一丁目二番二号）に意見書を提出することができる。

平成二十四年五月二日

防衛大臣　田中　直紀

那覇港湾施設の一部土地に関する裁決の申請等に関する公告

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第十四条の規定により適用される土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下単に「土地収用法」という。）第四十二条第一項及び土地収用法第四十七条の四第一項の規定により、沖縄県収用委員会から裁決申請書及びその添付書類並びに明渡裁決の申立てに係る書類の写しが送付されたので、土地収用法第四十二条第二項（土地収用法第四十七条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公告するとともに、当該書類の写しを縦覧に供する。

一　裁決の申請等があった旨について
沖縄防衛局長から沖縄県収用委員会に対して、土地収用法第三十九条第一項の規定による裁決の申請及び土地収用法第四十七条の二第三項の規定による明渡裁決の申立てがあった。
二　使用しようとする土地及び明渡裁決の申立てに係る土地の所在、地番及び地目

所在	地番	地目
沖縄県那覇市垣花町一丁目	二五番三	雑種地

三　縦覧場所
沖縄県那覇市泊一丁目四番地一四　那覇防衛事務所
四　縦覧期間
平成二十四年五月二日から同月十六日まで
五　土地所有者及び関係人等の意見提出
土地収用法第四十三条（土地収用法第四十七条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により、土地所有者及び関係人は右縦覧期間内に、損失の補償の決定によって権利を害されるおそれのある者は収用委員会の審理が終わるまでは、沖縄県収用委員会（郵便番号九〇〇―八五七〇　沖縄県那覇市泉崎一丁目二番二号）に意見書を提出することができる。

平成二十四年五月二日

防衛大臣　田中　直紀

陸軍貯油施設の一部土地に関する裁決の申請等に関する公告

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第十四条の規定により適用される土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下単に「土地収用法」という。）第四十二条第一項及び土地収用法第四十七条の四第一項の規定により、沖縄県収用委員会から裁決申請書及びその添付書類並びに明渡裁決の申立てに係る書類の写しが送付されたので、土地収用法第四十二条第二項（土地収用法第四十七条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公告するとともに、当該書類の写しを縦覧に供する。

一　裁決の申請等があった旨について
沖縄防衛局長から沖縄県収用委員会に対して、土地収用法第三十九条第一項の規定による裁決の申請及び土地収用法第四十七条の二第三項の規定による明渡裁決の申立てがあった。
二　使用しようとする土地及び明渡裁決の申立てに係る土地の所在、地番及び地目

所在	地番	地目
沖縄県うるま市字昆布後昆布原	一二〇五番	宅地

三　縦覧場所
沖縄県うるま市天願七六番地　天願公民館
四　縦覧期間
平成二十四年五月二日から同月十六日まで
五　土地所有者及び関係人等の意見提出
土地収用法第四十三条（土地収用法第四十七条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により、土地所有者及び関係人は右縦覧期間内に、損失の補償の決定によって権利を害されるおそれのある者は収用委員会の審理が終わるまでは、沖縄県収用委員会（郵便番号九〇〇―八五七〇　沖縄県那覇市泉崎一丁目二番二号）に意見書を提出することができる。

平成二十四年五月二日

防衛大臣　田中　直紀

国家試験

CBTによる平成23年度ITパスポート試験合格者

CBTによる平成23年度ITパスポート試験（3月実施分）の合格者を平成24年4月16日に決定したので受験番号を次のとおり公示する。

平成24年5月2日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　細野　豪志